NEWS RELEASE

2018年7月13日

三重県松阪市京町510番地
株式会社　第　三　銀　行

台風7号および前線等に伴う大雨にかかる災害に対する特別措置について

今回の台風7号および前線等に伴う大雨（以下、「平成30年7月豪雨」という。）により被害にあわれた被災者の皆さまに心よりお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早く平穏な生活を取り戻されることを心よりお祈り申し上げます。

さて、株式会社第三銀行（頭取　岩間 弘）は、今回の平成30年7月豪雨により被害にあわれた皆さまのお役に立ちたいとの願いから、特別措置を実施することといたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

１．被災者の皆さまのご預金等のお取り扱いについて

（1）預金通帳、お届けのご印鑑、キャッシュカードを失くされた場合でも、ご本人が確認できる資料をお持ちいただければ10万円を限度に店頭でお引き出しが可能です。

（2）定期預金、定期積金などの満期前払戻しなどについても、ご事情によりご相談を承ります。
また、これらを担保とした貸付のご相談も承ります。

２．住宅・個人ローンの返済相談について

各支店において、今回の平成30年7月豪雨の被災者の皆さまから住宅・個人ローンの返済軽減等についての相談を承ります。

３．その他

（1）汚れた紙幣の引換え手続きをいたします。

（2）今回の平成30年7月豪雨による被害のため、支払期日が経過した手形などのお取り扱いについては、関係金融機関と協議の上ご相談を承ります。また、災害時における手形の不渡処分についてもご相談を承ります。

以上

[お問い合わせ先]

担当	総合企画部　広報課	須賀	0598-25-0363